

# 協議5号

## 長野市立公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育法第30条及び長野市立公民館条例第13条の規定により、下記の者を長野市立公民館運営審議会委員に委嘱したいので協議します。

### 記

#### 1 長野市立公民館運営審議会委員

選出区分	氏名	所属等	区分
(中部公民館) 9名			
学校教育	永井 克昌	鍋屋田小学校	
社会教育	五十君 道洋	南千歳町区	
社会教育	小沼 恵子	妻科地区	
社会教育	柄澤 洋一	第三地区住民自治協議会	新任
社会教育	小林 忍	第五地区住民自治協議会	
社会教育	小林 徳昭	緑町区	
社会教育	西 明子	緑町区福祉推進員	
社会教育	森田 淳子	中部公民館成人学校	
社会教育	横田 悦二郎	第四地区住民自治協議会	

以上9名（男性 6名、女性 3名）のうち新任1名

前任者の残任期間である令和5年7月4日から令和6年5月31日まで  
(当初の任期は令和4年6月1日から令和6年5月31日まで)